

■ 免状の**新規交付【2,900 円】**に係る手数料納付方法

- 1 京都府庁や各広域振興局の専用窓口で納付する場合は、窓口で発行された「納付済証」を申請書裏面に貼付して申請してください。
 - 手数料の納付可能場所（府内 12 カ所）はこちら（京都府HP）
<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/3nohubasyo.pdf>
 - 窓口での納付方法（各総合庁舎で納付する場合）
<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/1kyoku.pdf>
（京都府庁本庁で納付する場合）
<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/2honcho.pdf>
- 2 試験時に配付する「納付書」で納付する場合は、納付後に「納税証明書（納付済証）」を申請書裏面に貼付して申請してください。
 - 納付方法の詳細はこちら（京都府HP）
<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/4nouhusyo.pdf>
- 3 お手持ちの京都府収入証紙を利用（令和 5 年 3 月 1 0 日までに申請書が到着するものに限って利用可能）する場合は、証紙を貼付して申請してください。
- 4 w e b 事前登録後にコンビニ納付をする場合は、以下のリンクから事前登録を行ったうえで、コンビニ店舗で手数料を納付し、発行された申請書用番号（C から始まる 9 桁）を申請書裏面に記入してください。
 - 納付方法の詳細はこちら（京都府HP）
<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/documents/5.pdf>

申請区分	手数料	URL（京都府専用サイト）
危険物取扱者 新規交付	（1 種類につき） 2900 円（※）	https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10133
消防設備士 新規交付		https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10138

※ この納付方法は別途コンビニ取扱手数料が発生します。